

社会福祉法人梅寿会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第一種社会福祉事業

- (イ)軽費老人ホームの経営
- (ロ)特別養護老人ホームの経営
- (ハ)障害者支援施設の経営

(2)第二種社会福祉事業

- (イ)老人デイサービス事業の経営
- (ロ)老人短期入所事業の経営
- (ハ)老人居宅介護等事業の経営
- (ニ)障害福祉サービス事業の経営
- (ホ)相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人梅寿会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県益田市高津四丁目6番40号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を島根県益田市久城町531番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の権限)

第 7 条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法(以下「法」という。)第 30 条に規定する益田市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1)前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2)前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

- 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日 4 週間前までにしなければならない。
- 4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。
- 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
- 7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事の選任又は解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財産目録の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8)基本財産の処分
- (9)社会福祉充実計画の承認
- (10)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、益田市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1)前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2)前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3)定款の変更

(4)解散

(5)合併

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行なう。

理事、監事、又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名以上7名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

5 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

9 この法人が理事(理事であったものを含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

(1)費用の前払いの請求

(2)支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求

(3)負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項に

ついて必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 監事に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において監事個々について算定した額を報酬等として支給する。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第25条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

5 理事会を招集する者は、理事会開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)現金 1,030,000円

(2)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番地13外2筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建老人ホーム1棟(5,715.72平方メートル)

(3)不動産 島根県益田市久城町531番外5筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建老人ホーム1棟(3100.35平方メートル)

(4)不動産 島根県益田市久城町535番外5筆所在の鉄骨造平家建障害者支援施設1棟(1573.25平方メートル)

(5)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2532番地16外1筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建老人ホーム1棟(3,126.69平方メートル)

(6)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番12外4筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建老人ホーム1棟(5766.53平方メートル)

(7)不動産 島根県益田市久城町531番所在の老人ホーム敷地(555平方メートル)

(8)不動産 島根県益田市久城町532番所在の老人ホーム敷地(416平方メートル)

(9)不動産 島根県益田市久城町1061番2所在の老人ホーム敷地(694平方メートル)

(10)不動産 島根県益田市久城町1061番3所在の老人ホーム敷地(694平方メートル)

(11)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番138所在の老人ホーム敷地(5.98平方メートル)

(12)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番139所在の老人ホーム敷地(2,373.89平方メートル)

(13)不動産 島根県益田市久城町533番1所在の障害者支援施設敷地(360平方メートル)

(14)不動産 島根県益田市久城町534番所在の障害者支援施設敷地(803平方メートル)

(15)不動産 島根県益田市久城町535番所在の障害者支援施設敷地(1,051平方メートル)

(16)不動産 島根県益田市久城町535番続1所在の障害者支援施設敷地(195平方メートル)

(17)不動産 島根県益田市久城町540番2所在の老人ホーム敷地(307平方メートル)

(18)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2532番16所在の老人ホーム敷地(3894.55平方メートル)

(19)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2532番18所在の老人ホーム敷地(1154.47平方メートル)

(20)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番13所在の老人ホーム敷地(21.70平方メートル)

(21)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番12所在の老人ホーム敷地(3231.12平方メートル)

(22)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番289所在の老人ホーム敷地(669.51平方メートル)

(23)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番9所在の老人ホーム敷地(2693.46平方メ

ートル)

(24)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番10所在の老人ホーム敷地(21.06平方メートル)

(25)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番373所在の老人ホーム敷地(3068.26平方メートル)

(26)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番374所在の老人ホーム敷地(304.66平方メートル)

(27)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番375所在の老人ホーム敷地(867.72平方メートル)

(28)不動産 島根県益田市高津四丁目イ2530番371所在の老人ホーム敷地(40.75平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、益田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、益田市長の承認は必要としない。

(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であると関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。
なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、法第26条の規定により、利用者が、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること並びに利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 事業所内保育事業

(2) 介護福祉士の資格取得を目的とする者等に対する修学資金貸与事業

(3) 居宅介護支援事業

(4) 地域包括支援センター

(5) 基幹相談支援センター

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第42条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。
(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、益田市長の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を益田市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人梅寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 岩国 猛雄

理事 市原喜三郎

理事 伊藤 義照

理事 櫛山 重三

理事 大畑喜三郎

理事 大畑 槌弼

理事 大畑鶴三郎

理 事 川崎 雪村
理 事 高橋 久雄
理 事 田代 春子
理 事 中島 力
理 事 安野新一郎
理 事 秋吉 直幸
理 事 佐々木馬一
理 事 田村 清
監 事 竹内 從清
監 事 中原 太一
監 事 山根キヨノ
監 事 青柳 公
監 事 塩田 寛市

2 この定款は、昭和53年12月23日より施行する。

附 則(資産区分の一部改正)

この定款は、昭和54年7月18日より施行する。

附 則(目的、役員の定数の一部改正)

この定款は、昭和59年10月19日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、昭和60年6月29日より施行する。

附 則(準則の一部改正による一部改正)

この定款は、昭和63年5月30日より施行する。

附 則(役員定数の一部改正)

この定款は、平成元年3月29日より施行する。

附 則(役員定数の一部改正)

この定款は、平成3年7月31日より施行する。

附 則(目的、役員定数及び評議員会等一部改正)

この定款は、平成5年12月3日より施行する。ただし、第3章については平成5年4月1日より施行する。

附 則(常務理事の設置及び定款準則変更による一部改正)

この定款は、平成6年2月15日より施行する。

附 則(事務所の所在地の一部改正)

この定款は、平成8年4月1日より施行する。

附 則(定款準則変更による一部改正)

この定款は、平成9年11月19日より施行する。

附 則(同前第15条削除)

この定款は、平成11年2月16日より施行する。

附 則(目的、役員の定数、評議員会及び評議員の資格等の一部改正)

この定款は、平成12年4月10日より施行する。

附 則(定款準則の変更、事務所の所在地、常務理事及び資産の区分の一部改正)

この定款は、平成13年3月30日より施行する。

附 則(公益事業開始による一部改正)

この定款は、平成15年7月17日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、平成16年4月20日より施行する。

附 則(定款準則の変更による一部改正)

この定款は、平成17年4月15日より施行する。

附 則(目的の一部改正)

この定款は、平成18年4月25日より施行する。

附 則(資産の区分並びに定款準則の変更による一部改正)

この定款は、平成18年7月26日より施行する。

附 則(理事・評議員定数の変更、公益事業の廃止による一部改正)

この定款は、平成18年12月28日より施行する。ただし、第5条及び第14条については平成19年1月16日より適用する。

附 則(目的の一部改正)

この定款は、平成20年8月29日より施行する。

附 則(定款準則の変更による一部改正)

この定款は、平成20年11月15日より施行する。

附 則(目的と資産の区分の名称変更による一部改正)

この定款は、平成22年4月1日より施行する。

附 則(目的と資産の区分の一部改正)

この定款は、平成23年3月24日より施行する。ただし、第1条(1)(イ)にかかる事業変更については、平成23年4月1日より適用する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、平成23年6月24日より施行する。

附 則(目的、常務理事、職員及び資産の区分の一部改正)

この定款は、平成25年1月7日より施行する。

附 則(社会福祉法改正に伴う所轄庁変更の一部改正)

この定款は、平成25年4月10日より施行する。

附 則(職員、役員の報酬等、理事会、会計処理の基準及び附則の一部改正)

この定款は、平成27年3月16日より施行する。

附 則(資産の区分、種別及び剰余金が出た場合の処分の一部改正)

この定款は、平成28年1月4日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、平成28年3月29日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、平成２８年１２月１７日より施行する。

附 則(法改正による改正)

この定款は、平成２９年４月１日より施行する。

附 則(公益事業追加による一部改正)

この定款は、平成２９年７月１４日より施行する。

附 則(公益事業の字句の訂正、公益事業追加による一部改正、残余財産の帰属の一部削除)

この定款は、平成３０年２月２８日より施行する。

附 則(目的の一部削除)

この定款は、平成３０年７月１７日より施行する。

附 則(役員の報酬、資産の区分及び公益事業追加による一部改正)

この定款は、令和２年３月１１日より施行する。

附 則(基本財産の処分の条文追加による一部改正)

この定款は、令和６年７月１６日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、令和７年１月２５日より施行する。

附 則(資産の区分の一部改正)

この定款は、令和８年７月１日より施行する。